



佐用町上下水道事業告示第 1 号

佐用町簡易水道事業及び下水道事業の出納取扱金融機関
及び収納取扱金融機関を指定する告示

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 27 条ただし書き並びに地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐用町の簡易水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに公金の収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を下記のとおり指定し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 8 日

佐用町長 庵 途 典



記

- 1 出納取扱金融機関
兵庫西農業協同組合

- 2 収納取扱金融機関
株式会社三井住友銀行
株式会社みなと銀行
兵庫信用金庫
西兵庫信用金庫
淡陽信用組合
株式会社ゆうちょ銀行